

無担保住宅借換ローン商品概要説明書

(平成25年7月22日現在)

商品名	無担保住宅借換ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当 J A の組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金 1 口 5,000 円以上いただいております。) ○安定・継続した収入の見込める方。 ○お借入時の年齢が 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の満年齢が 76 歳未満の方。 ○所得合算は、同居親族の前年度税込年収の 50% が上限となります。 ○公的及び民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が 5 年以上あり (ステップ償還の利用者は 7 年、また 2 度目の借換の場合は前回、前々回合わせてトータルで 7 年以上)、かつ直近 1 年間に返済遅延がない方。 ○原則、団体信用生命保険に加入できる方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅金融支援機構、公的及び民間金融機関の住宅ローンの借換資金 ○住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 ○上記と同時に行う新規のリフォーム工事資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50 万円以上 2,000 万円以内 (1 万円単位)。営農者を除く自営業者の方は 1,000 万円以内。 ○ ただし、借換のみの場合は、借入金の一括償還金を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6 ヶ月以上 20 年以内 (1 ヶ月単位) ○ただし、借換対象ローンの残存償還期間に 3 年加算した期間を上限とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【金利選択型】 当初お借入時に、固定金利期間 (3 年・5 年・10 年) をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 ご融資後の利率については、4 月 1 日、10 月 1 日現在の当 JA の住宅ローンプライムレートを基準として、年 2 回見直しを行います。4 月 1 日基準の融資利率は 6 月約定返済期日の翌日から、10 月 1 日基準の融資利率は 12 月約定返済期日の翌日から適用されます。ボーナス返済における新利率の適用開始日は 6 月および 12 月の約定返済期日に対応する日の翌日となります。 但し、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合があります。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する) のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。

担保	○不要となります。
保証人	○原則、保証人は不要となります。 ○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきます。 ○ただし、以下に該当する場合は連帯保証人が徴求となります。 ・住宅ローン又は本ローンで所得合算している方。 ・団体信用生命共済加入必要の資金使途であるが、加入できない方は法定相続人。 ・その他、保証機関が必要と判断した場合。
保証料	○保証料は金利に含まれています。（年利 1.0%）
団体信用生命共済	○原則、団体信用生命共済に加入することを要します。
手数料	○保証会社に対する事務手数料として、5,250 円（税込み）をいただきます。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要となります。 ・全額繰上返済の場合 借入残高 1,000 万円以上の場合 31,500 円 借入残高 500 万以上 1,000 万円未満の場合 21,500 円 借入残高 500 万円未満 10,500 円 ・一部繰上返済の場合… 0 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 0 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融推進課（電話：0 1 8 7 - 4 2 - 8 0 9 2）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：0 1 8 - 8 6 4 - 2 0 3 0）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 秋田おぼこ